

保護者の皆様へ

紀美野町子育て推進課

令和7年度利用者負担額(保育料)算定に係る住民税申告のお願い

平素は、紀美野町の児童福祉行政にご理解ご協力いただきありがとうございます。
紀美野町では、保育料の完全無償化を実施しておりますが、保育に要する費用を計算するため、保護者の皆様の所得をもとに本来の保育料を引き続き算定する必要があります。

つきましては、裏面の申告の手引きを確認いただき、申告の必要がある方は、所得を申告していただきますようお願いいたします。

詳しくは紀美野町子育て推進課へ、申告については税務課へお問い合わせください。

令和7年度前期保育料：申告年：令和5年所得(令和6年度課税申告)

申告期限：令和6年11月30日

令和7年度後期保育料：申告年：令和6年所得(令和7年度課税申告)

申告期限：令和7年8月31日

※ 令和7年度の前期保育料は、令和5年の所得により算定されます。また後期保育料については、令和6年の所得により計算されます。

※ 所得が無い保護者の方も、その旨申告してください。配偶者控除の対象となっている方であっても、別途申告が必要です。

なお、この通知や申告によって、保育料の支払いが発生するものではありません。
また、すでに申告がお済みの場合は、改めての申告は不要です。

【問い合わせ】紀美野町役場
子育て推進課 073-489-9966
税務課 073-489-5905

令和7年度 町民税・県民税の申告の手引き

申告の必要がある方

令和7年4月から令和7年8月までの保育料は、令和5年中の所得により算定されます。

この期間中に紀美野町立こども園を利用される方は、次の(1)から(3)に該当する方を除き、令和5年中(1月1日から12月31日の間)の所得を申告していただく必要があります。

■申告不要の方

- (1) 所得税の確定申告をされる方
- (2) 前年中の所得が1か所からの給与収入のみで年末調整がお済みの方
- (3) 公的年金等に係る収入のみで次に該当する方

- ▶65歳以上(昭和34年1月1日以前に生まれた方)の場合、年金収入が148万円以下の方 <非課税>
- ▶65歳未満(昭和34年1月2日以後に生まれた方)の場合、年金収入が98万円以下の方 <非課税>
(遺族年金、障害年金などの非課税年金のみの方は、所得がない旨の申告していただく必要があります。)

※(2)(3)については、会社や年金支払者から市町村あてに支払報告書が提出されている必要があります。

※(2)(3)のうち、源泉徴収票に記載された内容以外の申告が必要な方は、町民税・県民税の申告書を提出してください。(例:医療費控除、社会保険料・生命保険料等控除、寡婦・ひとり親・扶養控除等の誤りなど)

■申告を要する方

◆上記「申告不要の方」にあてはまらない方

◆給与所得のある方で、勤務先から市町村あてに給与支払報告書が提出されていない場合

(地方税法により給与支払者は市町村への給与支払報告書の提出義務がありますが、提出されていない場合があります。勤務先の給与担当者にご確認ください。)

◆所得がない方や非課税所得のみの方で次に該当する方(所得金額は「0円」で申告していただきます。)

- ▶ 非課税所得のみの方(遺族年金、障害年金、雇用保険法による失業給付等受給者など)
- ▶ 所得がない旨の申告を要する方(非課税証明等が必要な方、国保税や後期高齢者医療保険料等の軽減を受けられる方、各種手当や助成金等を受給される方、保育料を納められる方、公営住宅に入居されている方など)

※ 令和6年1月2日以降に紀美野町に転入された方で、申告の必要がある方は、令和6年1月1日に住所のある市町村で申告を行ってください。